

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎 TEL0897-56-5151
- 東予総合支所 TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- 小松総合支所 TEL0898-72-2111

お知らせ



海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧

この選挙人名簿は、毎年9月1日現在の申請などに基づいて作成し、12月5日に名簿の登録を確定します。今回この名簿に登録されないと、名簿の有効期間である1年間は登録されません。登録に該当する方は、確認をしてください。

縦覧期間

10月20日(月)～11月3日(日) 8時30分～17時

縦覧場所・問合せ

市庁舎別館  
市選挙管理委員会事務局  
TEL 0897-521-1263

結婚50周年のご夫婦をお祝いします(追加受付)

結婚50周年(金婚)を迎えられたご夫婦を、9月27日に開催した老人福祉大会でお祝いしましたが、追加の届け出を受け付けます。

対象

昭和38年中に結婚をされたご夫婦で、市への金婚の届出をされていないご夫婦

届出方法

届出先にある届出書に必要な事項を記入・押印し、10月25日(金)までに提出してください。

届出先

- 市庁舎別館高齢介護課 長寿・いきがい対策係  
TEL 0897-521-1292
- 各総合支所市民福祉課 福祉係(東予)
- 市民福祉係(丹原・小松)

身体に障害のある方の補装具を交付・修理します

市では身体障害者手帳の交付を受けた方および難病患者等に対し、失われた(低下した)機能を補うための補装具を交付・修理しています。

補装具の種類

- 肢体不自由 車いす、電動車いす、義肢、装具、歩行補助杖など
- 視覚障害 白杖、弱視眼鏡など
- 聴覚障害 補聴器

自己負担

原則として、交付・修理に要する費用の1割負担(世帯の課税状況により、上限額が決まっています)

注意事項

交付される補装具は、障害程度や年齢などで本人の状態に合致したものであるため、希望されたものと異なる場合があります。

申請先

- 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係  
TEL 0897-521-1214  
FAX 0897-521-1294
- 各総合支所市民福祉課 福祉係(東予)
- 市民福祉係(丹原・小松)

～日本年金機構からのお知らせ～  
国民年金保険料 後納制度について

国民年金制度は保険料を40年納めて、満額の老齢基礎年金を受給することができます。しかし、保険料を納められなかった期間がある場合や、資格取得などの届出を忘れていた等で未加入期間がある場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受けられなくなることがあります。このような事態を避けるため、昨年10月から国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長されるようになりました。

■後納制度のメリット

- 将来受け取る年金額が増額されます。
- 年金の受給資格がない方は、受給資格が得られる可能性があります。

■ご利用いただける方

- 20歳～60歳未満の方 10年以内の未納(納付・免除以外)や未加入期間がある方
- 60歳～65歳未満の方 上記の期間のほか、任意加入中に未納期間がある方
- 65歳以上の方 年金受給資格がなく任意加入中の方など

※老齢基礎年金を受給されている方はお申込みできません。

■後納制度の実施期間 平成27年9月30日まで

■問合せ

- 新居浜年金事務所 TEL0897-35-1362
- 国民年金保険料専用ダイヤル TEL0570-011-050 ※通話料が必要です。

オータムジャンボ宝くじ発売!

- 1等・前後賞合わせて3億9千万円!
  - 発売期間 ～10月11日(金)まで
  - 抽選日 10月18日(金)
  - 販売価格 1枚300円
  - 販売場所 最寄りの宝くじ売り場など
- この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など、地域住民の福祉向上のために使われます。

